金利スワップ取引の証拠金の算出に関する正味現在価値の算出方法等の取扱いについて

２０１２年9月５日
２０１５年9月２４日改正
２０１６年4月１１日改正
２０１６年１２月１９日改正
株式会社日本証券クリアリング機構

１．正味現在価値の算出方法に関する事項（金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第４条関係）

（１）変動証拠金等の算出に利用する正味現在価値の算出方法は、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書第７９条に規定する方法に基づき算出された清算イールド・カーブを利用する方法とする。

（２）前号の規定にかかわらず、清算約定（決済型）に係る損益差金の算出に利用する正味現在価値の算出方法は、前号の規定により清算イールド・カーブを利用して算出された値に自己取引口座及び委託取引口座ごとに当該正味現在価値の算出日までに清算参加者から当社に支払うべき損益差金の差引累計額（損益差金の総支払額から総受取額を控除した額をいう。）を加減する方法とする。なお、清算約定（決済型）に係る正味現在価値は、業務方法書第６１条の２第２項の規定によりゼロとして算出されたものとする値を含むものとする。

（３）前２号の規定にかかわらず、当社又は当社以外の機関が設置するシステムの障害により清算値段の算出が行えない等の場合には、「ＩＲＳ証拠金所要額計算等に係るコンティンジェンシー・プラン」によるものとする。

２．過去の変動幅について、当社が行う一定の調整方法に関する事項（金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い別表２第１項第１号ｂ、ｃ及びｆ関係）

当初証拠金所要額の算出において利用する過去の変動幅について、当社が行う一定の調整方法は、EWMA（Ｅｘｐｏｎｅｎｔｉａｌｌｙ Ｗｅｉｇｈｔｅｄ Ｍｏｖｉｎｇ Ａｖｅｒａｇｅ）の手法により各シナリオの価格変動幅に一定の係数を乗じる方法とする。この場合、当該係数には、一定のフロアを設ける。

以　　上